

平成 17 年 12 月 22 日

各 位

みずほ証券株式会社

弊社に対する業務改善命令について

この度は、弊社による、ジェイコム株式会社様の株式に係る売買取引の委託における誤発注により、市場の混乱を招いたこと、また、ジェイコム株式会社様をはじめ、お客さま、投資家、市場関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛けいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

本日、弊社は、金融庁より証券取引法第 43 条第 2 号に基づく証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 11 号に規定する「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」であるとして、証券取引法第 56 条第 1 項の規定に基づき、下記の業務改善命令を受けました。

弊社といたしましては、この度の業務改善命令を厳粛に受け止め、再発防止に役職員一同全力で取り組んでまいります所存です。

記

【業務改善命令の内容】

- ① 株式等の発注システムの現状を総点検した上で、システムの設計・運用改善のために必要な計画を早急に策定するとともに、確実に実行すること。
- ② 大規模な誤発注などの緊急事態に対する迅速かつ適切な対応のために必要な危機管理態勢を構築する等、必要な改善策を策定し、確実に実行すること。
- ③ 上記①及び②の抜本的な改善策を策定・実施するまでの間、新規上場銘柄の発注時における発注担当者以外の者による再確認、警告が表示された際の発注担当者以外の者による解除、営業と受発注業務機能の分離などの当面の対応策を確実に継続・実施すること。また、この当面の対応策については、必要に応じて見直しを図りつつ実施すること。
- ④ 株式等の発注にかかる責任分担の明確化を含めた内部管理体制及び経営管理態勢の充実・強化を図るとともに、今回の誤発注についての責任の所在を明確化すること。
- ⑤ 上記①及び②については改善計画・改善策の検討状況を、上記③及び④についてはその対応状況を、平成 18 年 1 月 20 日までに書面で報告すること。なお、上記①及び②については、改善策を策定した段階でその内容を書面にて報告するとともに、以降その策定した改善策の実施状況を四半期毎に定期的に報告すること。

本件誤発注は、発注担当者が発注端末に価格と数量を逆に入力し、その際、発注端末に表示されたアラームを当該担当者自身が解除したために発生したものです。その原因といたしましては、エクイティ業務分野に係る体制整備が業容の拡大に十分に対応できていなかったこと、アラーム解除手続きやシステム設定等が不十分であったこと、また、危機管理態勢や経営管理上の問題があったことが挙げられます。

弊社といたしましては、以下の再発防止策について検討を行なっております。

① 誤発注対策

- －異常取引の発注防止を目的とした発注システムの改善
- －業務フローの見直し

② 業務運営面の対策

- －セールスと発注担当者の分離（習熟した担当者・専門部への発注業務の移管）
- －研修の強化

③ 内部監査の強化

④ 危機対応策の確認

⑤ 経営管理態勢の強化

また、既に発足しております外部有識者をメンバーとする「特別委員会」の答申も踏まえて更なる再発防止策も検討いたします。

現在検討を行なっている再発防止策については、ただちに実施可能なものから実施しておりますが、この度の業務改善命令の趣旨も踏まえた上で、引き続き検討を行なって総合的な対策を策定することといたしております。また、システム面の手当てが必要な対応は平成18年3月末までに完了する予定です。なお、必要に応じて再発防止策の見直し・強化も図ってまいります。

本件誤発注に関して約407億円の損失が発生しております。なお、自己資本規制比率は、現在では300%を超えた水準で推移しており、自己資本規制比率の観点から見た財務の健全性は保持しております。

関係者の皆さまに多大なるご迷惑をお掛けしましたことを、重ねて深くお詫び申し上げますと共に、再発防止に向けた取り組みを着実に実施すべく、最大限努力してまいります。

取締役社長 福田 眞

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
みずほ証券 管理部広報室 03-5208-3210